

公取協相談窓口からのお知らせ

消費税率引き上げのタイミングを確認しましょう！！

自動車の場合、消費税率は契約ではなく登録や納車の時期で変わります

相談事例

消費税率が10%になる前に新車に買い替えようと思い販売店に出向いたところ、「今からですと納車が10月になりますので、消費税率10%で計算します。」と説明されました。9月までに契約すれば税率8%でいいと思っていたのですが、違うのですか。

9月までに契約すれば
8%のままだと思って
たのに……

注文書

車両本体価格 1,650,000 円
(消費税 10%込)

……………



【相談者への回答】

消費税率については、2019年10月1日に8%から10%へ引き上げられますが、実際に税率10%が適用されるのは、販売店の売上計上日が10月1日以降となる取引になります。販売店は、「登録（届出）日」や「納車日」を売上計上日としているのが一般的ですから、それらの日が10月1日以降となる取引については新税率10%が適用されますので、上記相談事例のように、たとえ契約時は税率8%であったとしても、登録（届出）日や納車日によって適用される税率は変わりますので注意が必要です。

なお、販売店では、消費者の誤解等を未然に防止する観点から、登録（届出）日や納車日が10月1日以降となる（可能性がある）取引については、新税率10%に基づき計算した見積書や注文書を作成し、適用される税率を適切に説明する等の対応をしています。

参考

2019年10月1日からは、消費税率引き上げと併せ、自動車取得税の廃止や環境性能割の導入など、自動車関連諸税も変わります。また、キャッシュレス決済のポイント還元について、用品やサービス（整備等）は対象となっていますが、自動車本体については換金性の高い商品であるとされ、その対象にはなっていません。